

福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（新旧対照表）

改正後	改正前
<p data-bbox="237 288 1088 368">福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準</p> <p data-bbox="696 432 1077 512" style="text-align: right;">（令和 5 年 3 月 23 日設定） （令和 7 年 4 月 28 日一部改正）</p> <p data-bbox="237 576 1088 751">1 「公文書の開示請求に対する処分」（第 11 条第 1 項及び第 2 項）については、次のとおりとする。 別紙「知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準」のとおり</p>	<p data-bbox="1111 288 1962 368">福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準</p> <p data-bbox="1626 432 1962 512" style="text-align: right;">（令和 5 年 3 月 23 日設定） <u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1111 576 1962 751">1 「公文書の開示請求に対する処分」（第 11 条第 1 項及び第 2 項）については、次のとおりとする。 別紙「知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準」のとおり</p>

福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（新旧対照表）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準</p> <p>第 4 非開示情報</p> <p>1 個人情報（条例第 7 条第 1 項第 1 号）</p> <p>【解説】</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 特定の個人を識別することができるもの</p> <p>「特定の個人を識別することができるもの」としては、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、住所、電話番号、生年月日、役職名のほか、個人の振込口座番号、試験の受験番号、<u>健康保険の資格確認書の記号番号</u>等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。</p> <p>2 行政機関等匿名加工情報等（条例第 7 条第 1 項第 1 号の 2）</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等</p>	<p style="text-align: center;">知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準</p> <p>第 4 非開示情報</p> <p>1 個人情報（条例第 7 条第 1 項第 1 号）</p> <p>【解説】</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 特定の個人を識別することができるもの</p> <p>「特定の個人を識別することができるもの」としては、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、住所、電話番号、生年月日、役職名のほか、個人の振込口座番号、試験の受験番号、<u>保険証の記号番号</u>等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。</p> <p>2 行政機関等匿名加工情報等（条例第 7 条第 1 項第 1 号の 2）</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等</p>

福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日のほか、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、<u>資格確認書</u>の記号番号等）等の個人に関する情報をいう。</p> <p>7 捜査等情報（条例第 7 条第 1 項第 6 号）</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行</p> <p>「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は「公共の安全と秩序の維持」の例示である。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 刑の執行</p> <p>「刑の執行」とは、死刑、<u>拘禁刑</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。</p>	<p>「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日のほか、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、<u>保険証</u>の記号番号等）等の個人に関する情報をいう。</p> <p>7 捜査等情報（条例第 7 条第 1 項第 6 号）</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行</p> <p>「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は「公共の安全と秩序の維持」の例示である。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 刑の執行</p> <p>「刑の執行」とは、死刑、<u>懲役、禁錮</u>、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。</p>